

柏市清掃工場基幹的設備改良工事及び運営事業
入札説明書等（資格審査関連以外）に関する質疑回答

◆ 入札説明書関連

No	質問事項	頁	入札説明書中の対応頁及び対応部分				質問内容	回答
			章	項	号			
1	工事業種について	3	7	(2)			本事業、基幹的設備改良工事の工事業種をご教示いただけますでしょうか。また、清掃施設工事が機械器具設置工事が選択可能とすることはできますでしょうか。	清掃施設工事に該当するものであり、選択はできません。
2	入札書類の提出方法について	15	15				入札保証金の納付はなしという理解でよろしいでしょうか。	入札保証金は免除とします。
3	著作権について	17	15	(7)			「著作権を保有する者は当該公表について最大限配慮しなければならない。」とありますが、著作権を保有する者が公表の許可をした場合、何に對し最大限配慮しなければならないのでしょうか。御教示をお願いいたします。	自らが著作権を有する入札書類について、柏市が公表等を行う必要がある場合に、当該公表等について最大限配慮いただきたい、との趣旨です。
4	非価格要素審査について	18	16	(1)	イ		「当該プレゼンテーション及びヒアリング日時は、15(2)の入札書類提出時に市より通知する。」とありますが、非価格要素及び価格要素の審査予定の8月下旬以降という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	特別目的会社の設立について	19	16	(3)	ウ		「落札者は、基本協定書に定める要件に従い、落札者決定後速やかに、特別目的会社を設立することとする。」とありますが、特定目的会社の定款認証(司法書士)に3週間、登記手続き(法務局)に3週間等、公的機関が介在するため設立に必要な日数があります。落札者決定から特定目的会社設立まで、現在は2週間程度となっていますが、期間を確実に確保する必要性から、約2ヶ月の期間をいただけるという理解でよろしいでしょうか。	可能な限り速やかに設立手続きを進めていただくよう求めます。

◆ 要求水準書関連

No	質問事項	頁	要求水準書中の対応頁及び対応部分					質問内容	回答
			章	項	号				
1	2施設の概要, (1) 柏市清掃工場の概要 キ その他留意事項 (エ) 河川保全区について	7	2	(1)	キ	(エ)		「基幹的設備改良工事及び運転・維持管理業務において、河川保全区域に指定されていることによる河川法に関する必要な手続きを行うこと。」とありますが、施設所有者が実施する手続きについては柏市殿が実施いただけるという理解でよろしいでしょうか。	工事に伴って民間事業者が実施すべき手続きは民間事業者の責任で実施してください。また、市が実施する必要がある手続きに関しても、必要な書類の作成等について支援いただくことを想定しています。
2	(4)処理対象物及び処理量について	10	2	(4)	ア			図表2-5 粗大ごみについて、処理に時間が掛かるものもあります。柏市殿から搬入量が減少するよう市民への周知・指導をお願いいたします。	市民へ周知・指導するように努めます。
3	2施設の概要 計画搬入量について	11	2	(4)	イ	(ア)		焼却施設の計画搬入量は60,000t/年の明記がありますが、粗大施設の計画搬入量についての記載がありません。計画搬入量のご提示をお願いいたします。	計画搬入量は本施設のごみ全体の搬入量であり、ごみ焼却施設及び粗大施設の搬入量は提示している実績に基づいて設定してください。
4	(4)処理対象物及び処理量について	13	2	(4)	イ	(イ)		不燃・粗大施設のごみ質の提示がありません。焼却施設と同様にご提示をお願いいたします。	要求水準書P42 7(3)イ(イ)に示すごみ質の性状をご参照ください。
5	(ウ)処理困難物について	14	2	(4)	イ	(ウ)		処理困難物の内容は「家庭から搬出されるコンクリート片、ブロック、電池等」となっていますが、臼・杵・枕木も処理困難物に含めていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
6	統括マネジメント業務について	15	3	(1)				「事業運営に係るコストの最適化を図る方策を提案し、」とありますが、本内容は入札時における要求で統括マネジメント業務外と考えられるため削除していただけないでしょうか。また、「柏市に不利益をもたらさず」の対象が不明瞭であるため削除していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
7	統括マネジメント業務について	15	3	(1)				「付加的な価値」の評価が不明瞭であるため削除していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
8	(3)運転・維持管理業務について	16	3	(3)				図表3-1 運営事業者の業務範囲の中で、洗車水の処理後放流から利根川流域までが運営事業者の業務となっていますが、敷地内までを業務範囲とするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。洗車水の処理後の放流ラインについては、場内から利根川へと排水する早瀬樋管に接続される管路までが業務範囲となります。
9	イ搬入・受付管理業務(ア)ごみ焼却施設について	16	3	(3)	イ	(ア)		「処理対象物及び処理困難物の受入、処理対象物の受入量の計量、並びに搬入時の車両の誘導を行うこと。」とありますが、処理困難物は受入せずに排除する対応という理解でよろしいでしょうか。	処理困難物は受入・計量を行った上で、当該車両を指定の場所に誘導することとします。要求水準書の該当箇所を以下の通り訂正します。「処理対象物及び処理困難物の受入、受入量の計量、並びに搬入時の車両の誘導を行うこと。」
10	イ搬入・受付管理業務(イ)粗大ごみ処理施設について	17	3	(3)	イ	(イ)		「家庭系不燃・粗大ごみおよび事業系不燃・粗大ごみについて処理困難物をのぞいて受入ピットにて受け入れること」とありますが、全ての処理困難物を取り除くことは困難と考えます。極力、排除するよう努めますが、柏市殿においても処理困難物分別の周知・指導をお願いいたします。	受注者の善管注意義務に基づき、極力、処理対象物から排除するよう努めることを求めるものです。市の処理困難物分別の周知・指導は行います。

No	質問事項	頁	要求水準書中の対応頁及び対応部分					質問内容	回答
			章	項	号				
11	イ搬出入・受付管理業務(イ)粗大ごみ処理施設について	17	3	(3)	イ	(イ)		「事業系不燃・粗大ごみについて、処理困難物を除いて受入ビットにて受け入れること。」とありますが、事業系の蛍光管や化繊の布(カーテン等)は産業廃棄物という理解でよろしいでしょうか。	事業系の蛍光管や化繊の布(カーテン等)は産業廃棄物となります。
12	イ搬出入・受付管理業務(イ)粗大ごみ処理施設について	17	3	(3)	イ	(イ)		「別紙3に示す処理対象物の受入時間の間、処理対象物の受入及び受入量のごみ計量器での計量を行うこと」とありますが、搬入時の車両の誘導は業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ごみ焼却施設と同様に、粗大ごみの搬入時の車両の誘導は業務範囲内となります。
13	イ搬出入・受付管理業務(イ)粗大ごみ処理施設について	17	3	(3)	イ	(イ)		ごみ焼却施設と同様に、産業廃棄物、家電リサイクル対象物及び対象区域外からの搬入物等は、本施設での受入を行わず、適正な場所へ搬入するように案内を行うという理解でよろしいでしょうか。また、原則として産業廃棄物の受入れは出来ないものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	イ搬出入・受付管理業務(ウ)その他	17	3	(3)	イ	(ウ)		「持込ごみに関する問い合わせ」以外の問合せは柏市殿が電話対応を行うという理解でよろしいでしょうか。また「持込みごみに関する問い合わせ」は月平均で何件ありますでしょうか。ご教示をお願いいたします。	前段はご理解のとおりです。後段については、令和4年8月第1週で1日30～45件程度の問い合わせ実績がありますが、時期により問い合わせ件数は変動します。
15	イ搬出入・受付管理業務(ウ)その他	17	3	(3)	イ	(ウ)		「早期に自動電話対応システムを導入のうえ、持込ごみに関する問い合わせへの電話対応を行うこと。」とありますが、一部自動対応できない場合があります(アナログ回線電話対応)。アナログ回線の対応については柏市殿にて対応をお願いいたします。	市民からの問い合わせに抜けもれなく対応する方策について、協議によって決定することとします。
16	イ搬出入・受付管理業務(ウ)その他について	17	3	(3)	イ	(ウ)		「特に、搬入時の転落防止措置を講じること」とありますが、収集・許可業者に対する「墜落制止器具」の使用の指導は柏市殿の所掌という理解でよろしいでしょうか。	収集・許可業者への周知・指導は市が行いますが、搬入時の現場での監視及び注意喚起は事業者が行うこととします。
17	イ搬出入・受付管理業務(ウ)その他について	17	3	(3)	イ	(ウ)		「工事運営期間又は運営期間中、キャッシュレスによる料金受付システムを導入する方針を柏市が示した場合にも対応できるよう、当該システムの導入に対応可能な設備とすること。また、市が当システムの導入を指示した場合には対応すること。」とありますが、キャッシュレス料金システム仕様により導入システムが異なるため、キャッシュレスへの事前に対応可能な設備を導入すること、及びシステムへの対応は、契約範囲外にさせていただくようお願いいたします。	原案のとおりとします。
18	イ搬出入・受付管理業務(ウ)その他について	17	3	(3)	イ	(ウ)		「ごみ焼却ビット又は不燃・粗大ごみビットに直接搬入すると不具合が生じる可能性があるものは、適切な処理を行って投入すること」とありますが、処理不適物が搬入されないよう柏市殿にて市民への周知・指導をお願いいたします。	市民へ周知・指導するように努めます。
19	イ搬出入・受付管理業務(ウ)その他について	17	3	(3)	イ	(ウ)		「ごみ焼却ビット又は(中略)、不具合が生じる可能性があるものは、適切な処理を行って投入すること。」とありますが、搬入ごみの事前処理は搬入者の責任において実施するものという理解でよろしいでしょうか。	ごみ出しカレンダーや分別早見表等の柏市のごみ出しルールに則り、搬入者には必要な対応を求めますが、運営事業者にて適切な処理を行った上で投入することとします。
20	ウ 運転管理業務(ウ)その他について	18	3	(3)	ウ	(ア)	b	「柏市が指定する車両への積み込みを行うこと」とありますが、運営事業者は「車両への積み込みに協力する」という理解でよろしいでしょうか。	原案のとおり、運営事業者にて積み込みを行うこととします。

No	質問事項	頁	要求水準書中の対応頁及び対応部分					質問内容	回答
			章	項	号				
21	ウ 運転管理業務(イ) 処理困難物等の保管及び引き渡しについて	18	3	(3)	ウ	(イ)		「本施設から(中略)搬出の際には柏市が指定する車両へ積み込みを行うこと」とありますが、運営事業者は「車両への積み込みに協力する」という理解でよろしいでしょうか。	原案のとおり、運営事業者にて積み込みを行うこととします。
22	ウ 運転管理業務(エ)電力供給業務 エ 維持管理業務 (ア)施設の維持管理業務について	18～19	3	(3)	ウエ	(エ) (ア)		「柏寿荘の高圧受電盤への接続する手前の電柱の気中負荷開閉器(PAS)まで」とありますが、現状、電柱に気中負荷開閉器(PAS)は設置されていないと理解しております。電柱の気中負荷開閉器(PAS)ではなく現在東京電力との責任分界点になっている箇所という理解でよろしいでしょうか。	柏寿荘の高圧受電盤へ接続する手前に東京電力が設置している盤が現状の東京電力との責任分界点であり、当該箇所へ接続することとします。
23	エ 維持管理業務(ア)施設の維持管理業務について	19	3	(3)	ウ	(カ)		「なお、温水は、発生した熱を利用してごみ焼却施設の給湯器において55～65℃の範囲で極力高い温度まで加温し、柏寿荘へ供給すること。」とありますが、現状よりも温度が高く、取り扱い注意が必要と推測します。もう少し低温の方が安全と想定されるため、温度については事業者提案でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
24	エ 維持管理業務(ア)施設の維持管理業務について	20	3	(3)	エ	(ア)		「洗車水処理施設に隣接して設置されている単独浄化槽については、機能移管後も使用するため、機能を維持すること」とあります。運営期間内において清掃点検整備は継続しますが、更新や大規模補修は含まないという理解でよろしいでしょうか。更新や大規模補修等が必要となった場合に、費用面も含めて別途協議という理解でよろしいでしょうか。	洗車水処理施設に隣接して設置されている単独浄化槽は、事業期間を通じて適切に維持管理することとします。
25	エ 維持管理業務(ア)施設の維持管理業務について	20	3	(3)	エ	(ア)		「洗車水処理施設等、本施設の中で使用されなくなった設備・機器についても、工事運営期間および運営期間中は安全管理を行うこと」とありますが、撤去しなければ安全を確保出来ないような状況となった場合の撤去費用については、事業者所掌範囲外という理解でよろしいでしょうか。	事業期間中は撤去せずに適切な安全管理を行うこととします。
26	カ データ管理業務(オ)災害廃棄物の受け入れについて	22	3	(3)	キ	(オ)		災害廃棄物の受け入れ、処理については、施設の状況、ごみ質、ごみ量等により受入の可否が変化します。災害廃棄物の処理が必要と考えられる場合には、あらかじめ運営事業者にご相談いただき受け入れの可否を確認させていただき理解でよろしいでしょうか。また、処理費用については運営事業者所掌範囲外という理解でよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。災害廃棄物の受入・処理については、運営事業者の業務範囲とし、災害廃棄物由来の費用変動については協議することとします。
27	キ その他業務(カ) 本施設の美観保持について	22	3	(3)	キ	(カ)		本施設の美観を保持とありますが、現況でも老朽化が進んでいる部位もあります。機能が維持できていれば良いという理解でよろしいでしょうか。	機能維持を前提に、来訪者、施設利用者、周辺住民等に不快感や不安感を与えないよう補修等を行い、美観を保持することとします。
28	キ その他業務(ク) 指定廃棄物仮保管庫の管理について	22	3	(3)	キ	(ク)		「震度5強以上の(中略)放射線の漏洩の有無について確認すること。」とありますが、大地震の際、基本的には焼却炉の安全な停止の作業を優先して実施するという理解でよろしいでしょうか。また、平日日中の測定は、柏市殿によって行われ、事業者はそれに協力するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	質問事項	頁	要求水準書中の対応頁及び対応部分					質問内容	回答
			章	項	号				
29	(4)事業期間終了時の取り扱いについて	23	3	(4)				事業期間終了時の施設の引き渡しについて、ごみピット底ごみ、ピット残渣、薬品は、通常作業で除去できる範囲で残置するという理解でよろしいでしょうか。	ごみピット底ごみ、ピット残渣、薬品は、除去することを原則とします。ただし、具体的な実施内容については、事業終了時の施設の取り扱いに係る柏市の方針に従って協議することとします。
30	5 費用負担(4)処理困難物の搬出、処理・処分について	26	5	(4)				「本施設から発生する鉄くず及び資源化物、本施設に持ち込まれた有害ごみ及び処理困難物の搬出、処理・処分に係る費用は柏市が負担する。」とありますが、基幹改良工事にて発生した鉄くずについても同様の理解でよろしいでしょうか。	基幹改良工事に伴って発生した資源化物は工事請負事業者が売却を行い、売却益は工事請負事業者に帰属します。ごみ処理に伴って発生した資源化物の売却は柏市が行い、売却益は柏市に帰属します。
31	6 統括マネジメント業務に関する要件(2)緊急時の対応について	28	6	(2)	ア			「新型コロナウイルス感染症等(中略)以下の内容を含む計画書を作成し、柏市の確認を受けること。」とありますが、感染拡大により、業務を取捨選択し縮小する・停止するなどの措置が必要になった場合、要請に応じていただけるという理解でよろしいでしょうか。	業務履行を継続することを原則としますが、発生した事象に応じて業務の取捨選択について協議できることとします。
32	7 基幹的設備改良工事に関する要件イ各施設に係る前提条件等(ウ)粗大ごみ処理施設について	31	7	(1)	イ	(ウ)		「工事請負事業者は、生活環境影響調査及び建築確認申請等、仮設機器設置等に必要の手続きを行うこととし、柏市に必要な協力を求めること。」とありますが、手続きについては柏市殿の所掌という理解でよろしいでしょうか。	生活環境影響調査は柏市の協力の下で運営事業者が実施することとし、柏市が申請する必要がある手続きについて、運営事業者は書類作成等の協力を行うこととします。
33	7 基幹的設備改良工事に関する要件キ 施工(キ)予備品・消耗品について	34	7	(1)	キ	(キ)		「1年分の予備品・消耗品を納入し、予備品・消耗品リストを完成図書に添付すること。」とありますが、対象機器は基幹改良工事に納入したものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	7 基幹的設備改良工事に関する要件ク 施工管理(カ)警備・保安について	36	7	(1)	ク	(カ)		「火災、防風、豪雨その他不時の災害の際、必要な人員を出勤させることが可能な体制を常に整えておくこと。」とありますが、国・県・市等が発する避難勧告・避難指示等は優先されるものという理解でよろしいでしょうか。また、それによって運営に必要な人員数を満たせない場合もあるという理解でよろしいでしょうか。	事前の情報収集を行いながら施設の安全を確保することを原則としますが、災害等発生時の状況や緊急度に応じて必要な避難行動を取っていただきます。
35	(2)ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事に関する要件エ 公害防止条件(ウ)排水基準値について	40	7	(2)	エ	(ウ)		図表7-5排水基準に記載の数値は、千葉県条例と若干の違いがあるように見受けられるのですが、要求水準書の図表7-5の数値を遵守するという理解でよろしいでしょうか。	千葉県の条例に従うものとし、以下項目については訂正・追加します。 7 水銀及びアルキル水銀その他の化合物 (訂正前)0.005mg/l 以下 (訂正後)0.0005mg/l 以下 15 1,1-ジクロロエチレン (訂正前)0.2mg/l 以下 (訂正後)1mg/l 以下 28 1,4-ジオキサン(追加) (訂正前)なし (訂正後)0.5mg/l 以下
36	(4)施設の引渡しに関する要件(エ)試運転期間中の工事請負事業者の費用負担について	44	7	(4)	ア	(エ)		「正式引渡しまでの間に工事請負事業者が負担する費用は以下のとおりとする。」とありますが、正式引渡しには部分引渡しも含むものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。部分引き渡し後、通常の運転維持管理に移行した施設については、運転・維持管理に係る費用は運営費に含まれます。

No	質問事項	頁	要求水準書中の対応頁及び対応部分					質問内容	回答
			章	項	号				
37	(4) 施設の引渡しに関する要件(オ)試運転期間中の柏市の費用負担について	44	7	(1)	ア	(オ)		「資源化物の売却益が生じた場合には、柏市に帰属する。」とありますが、売却については柏市殿の所掌という理解でよろしいでしょうか。	基幹改良工事に伴って発生した資源化物は工事請負事業者が売却を行い、売却益は工事請負事業者に帰属します。ごみ処理に伴って発生した資源化物の売却は柏市が行い、売却益は柏市に帰属します。
38	(4) 施設の引渡しに関する要件エ性能試験項目(ア)ごみ焼却施設について	45～46	7	(4)	エ	(ア)		図表7-7 性能保証事項(ごみ焼却施設)に4.緊急作動試験とございますが、ブラックアウトを考慮した施設ではないため、非常停電での確認は実施せず非常停止で安全に停止することの確認という理解でよろしいでしょうか。	非常用発電機の作動確認を行った上で、非常用発電機作動時に非常停止で施設が安全に停止することを確認することとします。
39	(4) 施設の引渡しに関する要件オ引渡し・部分引渡しについて	47	7	(4)	オ			年度ごとの検収条件としては、出来形検査でも構わないという理解でよろしいでしょうか。	最終年度以外についてはご理解のとおりです。
40	8 運転・維持管理業務に関する要件(2)本施設に係る要件ア受入供給設備について	51	8	(2)	ア			処理困難物がピットに混入しないよう、善管注意義務を尽くしますが、完全に排除はできませんので、柏市殿の市民への周知・指導をお願いいたします。	市民へ周知・指導するように努めます。
41	8 運転・維持管理業務に関する要件(2)本施設に係る要件ア受入供給設備について	51	8	(2)	ア			「処理困難物の内、容器包装に係る(中略)再資源化に努めること。」とありますが、14頁図表2-14に処理困難物は「家庭から排出されるコンクリート片、ブロック、電池等」と規定されております。容器包装リサイクル法等に係る処理困難物とはどのようなものが想定されているかご教示いただけますでしょうか。	要求水準書の以下規定は削除します。「処理困難物の内、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)に基づく再商品化が可能な分別基準適合物、及び資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に基づく再資源化が可能な使用済物品等については、再資源化に努めること。」
42	8 運転・維持管理業務に関する要件(2)本施設に係る要件ア受入供給設備について	51	8	(2)	ア			「ごみ搬入時の補助業務」とは収集(直営・委託とも)及び、許可業者に対しては補助業務はないものという理解でよろしいでしょうか。	収集(直営・委託)及び許可業者に対しても安全に作業できるよう監視・指導を適宜行うこととします。
43	8 運転・維持管理業務に関する要件(2)本施設に係る要件ア受入供給設備について	51	8	(2)	ア			「搬入物確認検査を実施すること」とありますが、収集(直営・委託とも)及び、許可業者に対して行うものという理解でよろしいでしょうか。その際、不適なものを発見した場合、相手に対する何らかの強制力はあるという理解でよろしいでしょうか。	収集及び許可業者以外も含めて必要に応じて搬入物確認検査を実施してください。なお、不適な物を発見した場合は、柏市に連絡の上で対応することとします。
44	8 運転・維持管理業務に関する要件(2)本施設に係る要件キ稼働計画の管理について	52	8	(2)	キ			「搬入されるごみは全て本施設内で処理するものとするが、設計・施工期間中における可燃ごみについては、工事請負事業者及び運営事業者は、本施設で受入が困難となる一般廃棄物量が最小となる工事工程及び運転計画を柏市殿に提案し、柏市の確認を得た上で、工事及び運営を行うこと。」とありますが、何らかの事由により運営事業者の提案量を超過した場合の処理は柏市殿で処理を行っていただき、費用負担についてはそれぞれの責の配分等によりご協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。	実際の搬入量が事業者の提案と大きく乖離があった場合には、協議により対応を決めることとします。
45	8 運転・維持管理業務に関する要件その他(敷地内の道路等)について	53	8	(2)	ク			「敷地内の建築物の設備、内装、外装等を健全な状態に補修し、維持すること。」とありますが、機能を維持できていれば良いという理解でよろしいでしょうか。	機能維持を前提として、施設内の業務従事者に不快感や不安感を与えないよう補修などを行い、外観及び機能の保持をすることとします。

No	質問事項	頁	要求水準書中の対応頁及び対応部分					質問内容	回答
			章	項	号				
46	8 運転・維持管理業務に関する要件(6) 保険への加入 について	56	8	(6)				「建物総合損害共済(社団法人「全国市有物件災害共済会」)に加入している」とありますが、付保条件についてご開示いただけますようお願いいたします。	柏市は、建物総合損害共済にて、建物、工作物及び動産について火災保険に加入していますが、柏市の火災保険にかかわらず要求水準書のとおり、受注者は想定されるリスクに備え、必要な保険に加入することとします。
47	8 運転・維持管理業務に関する要件リスク分担保表について	56	8					リスク分担保の提示がありませんが、提案書第14号-3 で提案することの理解でよろしいでしょうか。また、疑義がある場合はご協議いただけないでしょうか。	リスクは契約書(案)の内容に従って分担することとなります。疑義がある場合に協議を行うことは妨げません。
48	9 リスクマネジメント要監視基準値の遵守(1) 要監視基準値の遵守について	57	9	(1)				「排ガスの常時計測において平均的に達成する必要がある要監視基準値は図表8-4に示す要監視基準値の上限値(平均値)以下とし、運営事業者が提案する数値を採用する。」とありますが、排ガスの常時計測ではなく、自ら実施した環境計測という理解でよろしいでしょうか。	事業者が自ら計測している常時計測値を採用することとします。
49	9 リスクマネジメント要監視基準値の遵守(1) 要監視基準値の遵守について	57	9	(1)				図表8-4の「塩化水素【PPM】」は158となっておりますが、これは【mg/m ³ 】の誤記という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。P57の図表8-4における要監視基準値の上限値(瞬時値)の塩化水素濃度の基準値は、97【ppm】に訂正します。
50	別紙3 処理対象物受入時間・基本形態について	6						※祝日は当該曜日の時間帯で対応する。とありますが、土曜日の祝日については、受け入れ業務はないという理解でよろしいでしょうか。	原則はご理解のとおりです。ただし、祝日においても、連休のスケジュールや施設の稼動状況によって受け入れを行う可能性があります。
51	別紙9 基幹的設備改良工事の要求事項について	3	1	1	1			本工事における仕様(歩廊ほか)は、既設と合わせるという理解よろしいでしょうか。	原則、要求水準書のとおりとしますが、現場の状況に応じて変更が必要な仕様については協議に応じます。
52	別紙9 基幹的設備改良工事の要求事項について	6	1	2				要求水準書の記載内容が満たされていれば、機器の整備内容を包括契約を勘案した事業者提案に修正することは可能という理解でよろしいでしょうか。 例えば、 1)粗大/破砕機:更新ではなく部分更新。 2)粗大/クレーン:クレーン盤は、ブレーカの部品更新を予定。 3)粗大/高圧電動機盤:更新ではなく、内部品を撤去。 4)粗大/建築設備制御盤:建築設備制御盤ではなく、排風機用の動力制御盤 5)その他/構内排水対策:田中調節池までの排水管は、仮設ホースを予定。	要求水準書の記載内容の変更は原則として認められません。ただし、要求水準を超える性能を確保できる場合には提案を認めます。

◆ 基本協定書(案)関連

No	質問事項	頁	基本協定書(案)中の 対応頁及び対応部分		質問内容	回答
			条	項		
1	特定事業契約の締結について	2	5	1	特定事業契約の締結を「令和5年9月を目途」とありますが、特定目的会社の定款認証(司法書士)に3週間、登記手続き(法務局)に3週間等、公的機関が介入するため設立に必要な日数があります。落札者決定から特定目的会社設立まで、現在は2週間程度となっていますが、期間を確実に確保する必要性から、約2ヶ月の期間をいただくと理解してよろしいでしょうか。	可能な限り速やかに設立手続きを進めていただくよう求めます。
2	秘密保持について	5	11	3	第3項では相手方の承諾を要することなく第三者へ開示可能な場合として(5)「市が第三者へ委託する場合又は、委託する第三者を選定する場合」が規定されております。落札者の提案書等は基幹的設備改良工事及び運転・維持管理のノウハウが含まれます。(5)においては発注者が秘密情報を開示する場合、落札者の承諾が必要という理解でよろしいでしょうか。	本事業に係る業務を新たに第三者へ委託する場合、当該第三者は秘密情報を把握した上で業務にあたる必要があるため、業務に必要な範囲の秘密情報については、事前の通知を行うことで開示可能とします。

◆ 基本契約書(案)関連

No	質問事項	頁	基本契約書(案)中の 対応頁及び対応部分		質問内容	回答
			条	項		
1	計算書類等の提出等 について	4	10	3	提出期限について、特定目的会社の事業年度の終了後3ヶ月以内とありますが、代表企業の日程により、特定目的会社の株主総会が終了日より3ヶ月以内に行われない場合、提出期限を延長していただくことは可能でしょうか。	市に対し事前にその旨を通知し市側が認めた場合は、延長することも可とします。
2	秘密保持義務について	5	13	3	第3項では相手方の承諾を要することなく第三者へ開示可能な場合として(5)「市が第三者へ委託する場合又は、委託する第三者を選定する場合」が規定されております。落札者の提案書等は基幹的設備改良工事及び運転・維持管理のノウハウが含まれます。(5)においては発注者が秘密情報を開示する場合、落札者の承諾が必要という理解でよろしいでしょうか。	本事業に係る業務を新たに第三者へ委託する場合、当該第三者は秘密情報を把握した上で業務にあたる必要があるため、業務に必要な範囲の秘密情報については、事前の通知を行うことで開示可能とします。

◆ 工事請負契約書(案)関連

No	質問事項	頁	工事請負契約書(案)中の 対応頁及び対応部分		質問内容	回答
			条	項		
1	第三者に及ぼした損害について	12	29	1	第29条についての責任は、発注者受注者それぞれの過失割合に基づいてご判断されるという理解でよろしいでしょうか。	基本的に設計又は工事の施工を行っていただく受注者に責任を負担いただきますが、発注者の責めに帰すべき部分があることを受注者が説明し、発注者が承諾した場合には、当該部分にかかる責任を発注者も負担します。 なお、第29条第1項にも記載のとおり、運営業務委託契約の受注者の責めに帰すべき事由については、いかなる場合においてもこの契約の発注者の責めに帰すべき事由とはみなしません。
2	不可抗力について	12	30	1	「不可抗力」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響や、ウクライナなどの戦争による物品調達への影響など、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものは含まれるという理解でよろしいでしょうか。	各事象やその影響が不可抗力に該当するか否かについては、各事象が実際に発生した際の経緯・状況や社会情勢等を踏まえ、判断されることとなります。
3	性能保証について	19	45条の2	1	「不可抗力」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響や、ウクライナなどの戦争による物品調達への影響など、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものは含まれるという理解でよろしいでしょうか。	各事象やその影響が不可抗力に該当するか否かについては、各事象が実際に発生した際の経緯・状況や社会情勢等を踏まえ、判断されることとなります。
4	受注者の損害賠償請求等について	25	56	1	この契約についての責任は、この契約における発注者受注者それぞれの過失割合に基づいてご判断されるという理解でよろしいでしょうか。	基本的に設計又は工事の施工を行っていただく受注者に責任を負担いただきますが、発注者の責めに帰すべき部分があることを受注者が説明し、発注者が承諾した場合には、当該部分にかかる責任を発注者も負担します。 なお、第56条第1項にも記載のとおり、運営業務委託契約の受注者の責めに帰すべき事由については、いかなる場合においてもこの契約の発注者の責めに帰すべき事由とはみなしません。

◆ 運営業務委託契約書(案) 関連

No	質問事項	頁	運営業務委託契約書(案)中の 対応頁及び対応部分		質問内容	回答
			条	項		
1	新技術等への対応について	3	11	1~4	新技術等による改善提案を本事業に適用し、本施設の改良等を行った場合において、当該改良等により新たに発生した施設及び設備の所有権は、発注者に帰属するのでしょうか。条文への追記を希望します。	所有権については、原則ご理解のとおりです。
2	新技術等への対応について	3	11	1~4	新技術等の本事業への導入に伴い発生する知的財産権は当該知的財産権を発明等した民間事業者、受注者又は第三者に帰属するのでしょうか。条文への追記を希望します。	知的財産権については、原則ご理解のとおりですが、運営業務委託契約第57条の規定に服することとなります。
3	処理困難物について	8	19	4	「合理的な資料により受注者が説明し発注者が認めたとき」とありますが、受注者の説明が客観的に合理的である場合には、善管注意義務を尽くしても当該処理困難物の排除をすることができなかったものと認めていただけないという理解でよろしいでしょうか。	受注者が善良なる管理者の注意義務を尽くしても当該処理困難物を排除することができなかったことを客観的・合理的にご説明頂いた場合については、原則ご理解のとおりです。
4	臨機の措置について	12	26	4	「受注者が運転経験のある本施設と同種の施設の運転において通常予測できる理由」とありますが、不可抗力や事故等は通常予測できる理由に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	受注者による予測の可否については、発生した事象及び理由や社会情勢等を踏まえ、判断されることとなります。
5	災害時における対応について	12	27	2	災害廃棄物の質、量によっては施設で受け入れられない場合もあるため、災害廃棄物の処理への協力の可能性が出た場合においては、運営事業者と事前にご協議いただけますようお願いいたします。	災害廃棄物の受入を行う場合には、事前に受注者と協議します。
6	災害時における対応について	13	27	3	災害廃棄物処理費用については、通常業務においてかかるごみ処理費用とは違い、ごみ質、ごみ量等で含水率が高いなど、燃料等のユーティリティが多くかかる場合やガラ物が多く、選別等に工数が掛かる場合が想定されます。費用の協議におきましては、ごみ処理の従量料金ではなく、実質的にかかる費用にて精算いただけますようお願いいたします。	災害廃棄物の受入・処理については運営事業者の業務範囲とし、災害廃棄物由来の費用変動については協議することとします。
7	性能未達時の対応について	13	28	3	要監視基準値は本施設の環境管理上の計画目標値と定義されています。要監視基準値が達成されていないことは性能未達の状態とは当てはまらないと思料いたします。「性能未達事態」に「要監視基準値未達事態」含めないようお願いいたします。	原案のとおりとします。非価格要素提案書様式の「第14号-14」で、「要監視基準値の設定」について具体的な提案を求めています。要監視基準値未達事態発生させないための自主管理(運転制御)の考え方についても、「様式第14号-14」の提案事項に含めてください。
8	性能未達時の対応について	13	28	5	性能未達事態による固定費の減額は、固定費減額の対象月の月額固定費の10%という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	性能未達時の対応について	13	28	6	「合理的な資料により受注者が説明し発注者が認めたとき」とありますが、受注者の説明が客観的に合理的である場合には、性能未達事態の原因が受注者の責めに帰すべき事由以外の事由に基づくものと認めていただけないという理解でよろしいでしょうか。	受注者の責めに帰すべき事由以外の事由に基づくことを客観的・合理的な資料によりご説明頂いた場合については、原則ご理解のとおりです。

No	質問事項	頁	運營業務委託契約書(案)中の 対応頁及び対応部分		質問内容	回答
			条	項		
10	不可抗力による負担について	19	45	3	「100分の1に至るまでは、受注者が当該損害額及び増加費用額を負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。」とありますが、災害が頻発化・激甚化する近年において不可抗力に対するリスク負担が大きいため、受注者負担の軽減(コスト削減)により、100分の1の負担も発注者側にしていただくようお願いいたします。	原案のとおりとします。
11	不可抗力について	19～20	第5章(43～46条)		「不可抗力」には、新型コロナウイルス等の感染症の流行による影響や、ウクライナなどの戦争による物品調達への影響など、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものは含まれるという理解でよろしいでしょうか。	各事象やその影響が不可抗力に該当するか否かについては、各事象が実際に発生した際の経緯・状況や社会情勢等を踏まえ、判断されることとなります。
12	法令の変更について	20	47	3	「1回の法令変更等に係る増加費用及び損害額が一事業年度あたり20万円未満の時は当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。」とありますが、例えば、再生可能エネルギー賦課金が毎年上昇した場合、20万円×18年＝360万円にも達します。エスカレーションの条項と同様に累計で20万円を超えた場合には清算いただけますよう変更をお願いいたします。	原案のとおりとします。
13	契約解除に伴う違約金について	22	53	1	「前条の規定に基づき本契約が解除された場合」とありますが、前条とは、第52条(性能未達時における解除)を指し、第51条(発注者による契約解除)に基づき本契約が解除された場合は含まないという理解でよろしいでしょうか。	第51条に基づき契約解除となった場合についても、第53条の違約金支払の対象となりますので、第53条の規定を本趣旨が明確になるように改訂します。
14	計算書類の提出について	24	59		提出期限について、各事業年度の最終日より3か月以内とありますが、代表企業の日程により、特定目的会社の株主総会が終了日より3ヶ月以内に行われない場合、提出期限を延長していただくことは可能でしょうか。	市に対し事前にその旨を通知し市側が認めた場合は、延長することも可とします。
15	秘密保持について	26	62	3	3項では相手方の承諾を要することなく第三者へ開示可能な場合として(5)「発注者が第三者へ委託する場合又は、委託する第三者を選定する場合」が規定されております。受注者から発注者へ提出する秘密情報の中に受注者の運転・維持管理のノウハウも含まれます。(5)においては発注者が秘密情報を開示する場合、受注者の承諾が必要という理解でよろしいでしょうか。	本事業に係る業務を新たに第三者へ委託する場合、当該第三者は秘密情報を把握した上で業務にあたる必要があるため、業務に必要な範囲の秘密情報については、事前の通知を行うことで開示可能とします。
16	別紙3 委託費について	33	3	(1) ②	「変動要素の見直しに関して、固定費及び変動費原単位のそれぞれごとに±3.0%の許容範囲を置く。」とありますが、昨今の経済情勢により±3.0%の許容範囲は大きいと、±1.5%以下にしたいとさせていただきます。	原案のとおりとします。

◆ 様式集関連

No	質問事項	様式名	様式番号		質問内容	回答
			号			
1	様式第15号_事業計画書運営費の割引現在価値について	様式第15号	15	ウ	運営費(ライフサイクルコスト)について、算出する現在価値換算額はあくまで参考値であり、実際の入札額は総費用を基にご協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	本施設の運営に伴うCO2排出量について	事業計画書	15	11	本CO2排出量は、施設及び柏寿荘での購入電力使用量に基づく試算結果を記載するという理解でよろしいでしょうか。	柏寿荘の電力使用量は含まず、技術提案書の様式第13号-9の内容と整合させる形で、本施設からのCO2排出量の記載をお願いします。
3	pdfファイルについて	様式第2号以降	—	—	柏市ホームページよりダウンロードいたしました、「様式集odf」のファイル中、「02_様式第2号以降(2`12,16,17号)」のpdfファイルについて、ファイルを開くことができません。word・excel版の内容と相違がある場合は再度ホームページに掲示いただけますでしょうか。	当該pdfファイルを開くことが可能であることは市側で確認済みのため再度揭示は行いませんが、word・excel版の内容と相違ありません。